

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

千歳市長

市町村名 (市町村コード)	千歳市 (12246)
地域名 (地域内農業集落名)	東丘地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・縮小意向のある経営体よりも拡大意向のある経営体の方が多いことから、今後も農地は適切に利用される見込みである。
- ・認定農業者が作付している面積は7割を超えている。
- ・2020年農林業センサスによると、「後継者がいない」と回答した農業者は約7割。
- ・農家ごとの農地が分散していることにより、今後の営農効率の低下する恐れがある。
- ・将来的には労働力が減少していくことも視野に入れる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地の権利移動等については、農地の集約化という視点をより強め、近隣の経営体や関係機関と調整の上、進める。
- ・労働力を確保するため、スマート農業や農福連携、働きやすい環境づくりに取り組んでいく。
- ・現状、主に麦などの畑作、ブロッコリーなどの露地野菜を作付しており、今後も引き続き維持し生産する。
- ・現状の栽培方法としては、主に慣行栽培を行っているが、今後は現状を引き続き維持しつつ、部分的に環境に配慮した栽培方法を取り入れていく。
- ・現状、畜産業関連では酪農や肉用牛のほか、軽種馬の生産や養鶏等が行われており、今後も引き続き維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,142 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,107 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域内農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手に対する農用地の集積に関する目標達成に向け、北海道農業公社を通じ、認定農業者を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の実情に応じて北海道農業公社へ貸付を行い、担い手等の意向を十分に把握した上で、段階的に農地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化や暗渠等の基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
道央農業振興公社や関係機関と連携し、新規就農者及び農業後継者等を地域の新たな担い手として育成・確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
アグリサポート事業やデイワーク等を活用した人材雇用を進め、営農体制を整える。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①行政の支援を受けながら電気牧柵や防止柵の設置を進め農業被害を防止するとともに、狩猟免許の取得助成を活用しながら不足している捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
 ③自動操舵システムやドローンなどを活用したスマート農業の導入に取り組み、労働力の軽減・効率化等を推進する。